

＜マル得ポイント定期預金＞商品概要説明書

1. 商 品 名		マル得ポイント定期預金						
2. 販 売 対 象		個人の方（個人事業主を含む）						
3. 期 間		1 年 ・「スーパー定期」「スーパー定期300」の自動継続定期預金。 ※証書式・通帳式・総合口座式						
4. 預 入	預入方法	一括預入						
	預入金額	1口10万円以上1,000万円以内 1人当たり 1,000万円以内						
	預入単位	1 円単位						
5. 払 戻 方 法		満期日以後に一括して払い戻します。						
6. 利 息	適用金利	お預入れ時、書替継続時の店頭表示金利にお客様個人（お客様番号）単位のポイントに応じた当金庫所定の金利を上乗せして満期日まで適用します。 金利上乗せ利率は、0.150%を上限とします。						
	利払方法	満期日以後に一括して払い戻します。						
	計算方法	付利単位を1円とし、1 年を365日とする日割計算						
7. 税 金		お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。						
8. 手 数 料								
9. 付 加 で き る 特 約 事 項		・「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。						
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い		満期前に解約する場合は、預入期間に応じた以下の利率により取扱います。 <table><tr><td>預入期間</td><td>中途解約時の利率</td></tr><tr><td>6ヵ月未満</td><td>解約時における普通預金利率</td></tr><tr><td>6ヵ月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr></table>	預入期間	中途解約時の利率	6ヵ月未満	解約時における普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
預入期間	中途解約時の利率							
6ヵ月未満	解約時における普通預金利率							
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%							
11. 金利情報の入手方法		金利は、当金庫ホームページ・店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。						
12. 苦 情 処 理 措 置		本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。 ～リスク管理部～ 東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-0051） フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時 FAX 03-6739-7771						
紛 争 解 決 措 置		東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。						
13. その他参考となる事項		満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。						
14. 預 金 保 険 に つ い て		預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）						

＜マル得ポイント定期預金＞商品概要説明書

15.マル得ポイント対象項目とその条件	(1) 各項目の内容は次のとおりとし、1 項目ごとに 10 ポイントを付与します。 ・定期積金 …毎月の定期積金掛込金額合計が 2 万円以上 ・定期性預金 …定期預金の残高・定期積金の掛込残高の合計が 100 万円以上 ・個人向けインターネットバンキング …当金庫が取扱う「WEB バンキング」にご契約 ・住宅ローン …当金庫が取扱う住宅ローンにご契約 (延滞は対象になりません) ・個人ローン …当金庫が取扱う消費者ローンにご契約(事業性資金は除く) (延滞は対象になりません) ・しんきんカード自動支払い …自動振替により 13 か月以内にお支払い実績あること ・年金受給 …国民年金・厚生年金・共済年金の振込が 3 か月以内にあること ・給与振込 …給与振込が、2 か月以内にあること ・公共料金自動支払 …電気、ガス、水道、電話、NHK のうち 3 項目以上で自動支払い実績があること 電気…最新の自動振替が 2 か月以内にあること ガス…最新の自動振替が 4 か月以内にあること 水道…最新の自動振替が 4 か月以内にあること 電話…最新の自動振替が 2 か月以内にあること NHK…最新の自動振替が 13 か月以内にあること ※上記料金が、当座・普通・ネット預金より自動振替されていること。 (クレジット払いは対象外) ・出資金ご加入 …当金庫の出資金にご加入 ・貸金庫ご契約 …当金庫の貸金庫にご契約 (2) マル得ポイントに対する上乗せ金利は、次のとおりです。お預入れ時、書替継続時にポイントに応じた金利が上乗せされます。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>50 ポイント (5 項目以上) …</td><td>+0.1 5 0 %</td></tr> <tr> <td>40 ポイント (4 項目) ………</td><td>+0.1 0 0 %</td></tr> <tr> <td>30 ポイント (3 項目) ………</td><td>+0.0 4 5 %</td></tr> <tr> <td>20 ポイント (2 項目) ………</td><td>+0.0 3 0 %</td></tr> <tr> <td>10 ポイント (1 項目) ………</td><td>+0.0 1 5 %</td></tr> </table> (3) 金利上乗せの条件 ・マル得ポイントの上乗せは、マル得ポイントを集計したお客様個人(お客様番号)単位で行います。<u>(お客様のマル得ポイントの毎月見直しますが、毎月 1 日から 9 日までにお預入れをいただくときは前々月末のマル得ポイント数に、10 日から月末までにお預入れをいただくときは前月末のマル得ポイント数により、上乗せ金利が算出されます。また、書替継続時も同様に算出されます。)</u> ・上乗せの条件を満たしているか否かの判断は、当金庫のお取引項目の点数を自動集計し、行うものとします。	50 ポイント (5 項目以上) …	+0.1 5 0 %	40 ポイント (4 項目) ………	+0.1 0 0 %	30 ポイント (3 項目) ………	+0.0 4 5 %	20 ポイント (2 項目) ………	+0.0 3 0 %	10 ポイント (1 項目) ………	+0.0 1 5 %
50 ポイント (5 項目以上) …	+0.1 5 0 %										
40 ポイント (4 項目) ………	+0.1 0 0 %										
30 ポイント (3 項目) ………	+0.0 4 5 %										
20 ポイント (2 項目) ………	+0.0 3 0 %										
10 ポイント (1 項目) ………	+0.0 1 5 %										
16.ご注意事項	・金融情勢の変化により、事前の通知なく本定期預金の上乗せ金利を変更する場合があります。 ・今後、本定期預金の対象となるお取引項目について、追加、削除、変更等やポイントの点数の見直しを行う場合があります。 ・当月中のお取引内容は、翌月 10 日以降に適用になります。										